

株式会社香川県建築住宅センター 現金取得者向け新築対象住宅に係る証明業務約款

(責務)

- 第1条** 申請者（以下「甲」という。）及び株式会社香川県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、平成25年度税制改正大綱における住宅取得に係る給付措置に関する現金取得者向け新築対象住宅であることを証明する業務（以下「証明」という。）に関し、この約款（申請書及び引受書を含む。以下同じ。）及び「株式会社香川県建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅に係る証明業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、この引受書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、規程第16条に定める証明料金を第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、必要な情報を遅延なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 乙は、前項に規定する協力が得られない等により、証明の業務遂行に必要な申請に係る住宅に関する情報の提供が行われない場合にあつては、証明の業務を中断し又は中止するものとする。

(業務期日)

- 第2条** 乙は、申請を引き受けた日から7日以内に審査を行い、証明書の交付及び交付できない旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲に帰すべき事由により遅延した場合にはこの限りでない。
- 2 乙は、甲が前条第5項及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。

(手数料の支払期日)

- 第3条** 甲は、規程第16条に定める証明料金を乙が申請を引き受けする日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。なお、甲が証明料金を支払期日までに支払わない場合には申請を引き受けないものとする。

(手数料の支払方法)

- 第4条** 甲は、前条の証明料金を、規程第16条により乙に支払う。

(証明審査中の計画変更)

- 第5条** 甲は、証明書の交付前に証明の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について乙に通知しなければならない。
- 2 前項の通知が行われた場合において、乙が変更の内容が大規模であると認めるときは、甲は証明の申請を取り下げ、再度証明の申請をしなければならない。

3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第2条の業務を業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の規定により契約解除(申請の取り下げ)した場合、乙は、証明料金を甲に返還しない。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合は、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約解除した場合、乙は、一定額の証明料金の支払いを甲に請求できる。また乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合は、一切の責任を負わない。

(1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて証明がなされた場合

(2) 乙による故意または重大な過失がない場合

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項、またはこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則により協議のうえ定めるものとする。

(附 則)

この証明業務約款は、平成26年4月1日から施行する。